

## 館山市立博物館所蔵「里見吉政戦功覚書」の紹介と検討

竹井英文

はじめに

戦国時代の武士や合戦の実態を考えるうえで重要な史料として、「戦功覚書」と呼ばれるものがある。一口に「戦功覚書」といっても、その形式・内容・種類はさまざまだが、実際に戦国時代の戦場で活躍した武士の戦歴・戦功を、本人や子孫などが箇条書き形式で綴ったものといえることができる。このうち、戦功を挙げた武士本人が記した「戦功覚書」は、主に彼らの晩年である慶長から寛永年間にかけて記されたものが多い。

「戦功覚書」を含めた近世成立の「覚書」や「聞書」については、高柳光寿氏<sup>1</sup>や桑田忠親氏<sup>2</sup>による先駆的な研究がある。高柳氏は、近世初期に軍記物や物語類などのもとなった生の史料<sup>3</sup>「覚書」が数多く生み出されたことに注目し、それが「近世初期に於ける一特色」であるとした。そして、「この覚書の類は勿論史学書ではないが、而も物語の類よりも史料的価値は遙に上位にあるものである」と評価したうえで、「覚書」をいくつかの

種類に分類している。金子拓氏の整理によれば、①自分の備忘のため、②自己の体験を記したものの、目で見たとを記したものの、③他人の体験を記したものの、耳で聞いたことを記したものの、④他人の書記したものを書き留めたものの、⑤自己の体験と祖先の体験が織り交ぜられているもの、⑥子孫のために残したものの、⑦主人のために書いたものの、⑧子孫のためでも主人のためでもなく他人の求めに応じて書いたもの、⑨純然たる第三者として事件の渦中にあり重要な地位にあつてつくつたものの、⑩子孫が父祖の戦功を記したものの「書上」、⑪他人の話を書き留めたもの「聞書」となる。<sup>3</sup> もちろん、金子氏も指摘するように、実際には厳密に分類できるものではなく、いくつかの範疇にまたがって含まれるものも数多い。

一方の桑田氏は、「覚書と聞書とは、共に、近世初期に夥しく発生した記録である」とし、「覚書は、自己が直接に体験し或いは実見した事柄を自から筆記したもので、一に、自己の備忘を目的としたかの如くに見えて、実は、恩賞もしくは子孫の後栄を予想して、自己の功績を録したものが多い」「聞書は、その切実さにおいて、むしろ、第二次的かもしれないが、覚書・書上などと、どこまでも不即不離の関係をもつものである。聞書とは、他人の談話を聞き、これを書き留めたものをいう」としている。そのうえで、覚書を①「書上式覚書」、②「置文式覚書」、③「留書式覚書」、④「聞書式覚書」の四種に大別している。そして、覚書は「在来の一等級の記録の缺を補い、史実に対して生々しい実感を添えるものであろう」と評価している。

このように、高柳氏、桑田氏共に、近世初期成立の「覚書」の史料的价值を高く評価していることがわかる。<sup>4</sup> そうしたさまざまな「覚書」のなかでも、武士の戦歴を記した「戦功覚書」は、戦国期の文書史料に表れない武士たちの存在とその活躍ぶりがわかる点や合戦・城攻めの実態がわかる点、武士たちのその後の人生をうかがう

ことができる点で、戦国史研究ひいては中近世移行期研究にとって極めて貴重な史料であるといえる。特に実際に戦功を挙げた武士本人が記した「戦功覚書」は、子孫や他人が記したものは異なり自身の経験・記憶を直接記しているという点、その内容を保証する証人の存在が記載されていることが多い点でより信憑性が高いといえる。もちろん、そうした武士本人が書いた「戦功覚書」であっても、あくまで近世初期に記されたものであるため、史料批判は必須であるが、それをきちんとしたうえで積極的に活用することが望まれる史料であることは間違いない。

こうした認識からか、「戦功覚書」は、これまでも自治体史などの中世史料集にしばしば収録されてきたが、成立年代が近世であるためか、未収録・未紹介の「戦功覚書」も数多い。また、あくまで近世史料であるため、中世史研究の史料として調査研究されることはあまりなく、その活用も十分なされてこなかったといえよう。これに対して、近年「戦功覚書」の史料紹介や個別研究が徐々に進展しつつあることは注目される<sup>5</sup>。また、子孫が先祖の戦功を書き立てた「戦功覚書」を利用して、近世藩権力における「戦功書」の伝承・機能・役割を明らかにした研究や、合戦の記憶が武士間で共有されていく過程を表す史料として「戦功書上」を位置づける研究も登場するなど、さまざまな角度からの検討が進められている<sup>8</sup>。そのなかで、筆者も戦国史研究および城郭研究の観点から、数少ない城郭関係史料として「戦功覚書」を活用し、従来不明であった各城の歴史を解明してきた<sup>9</sup>。このように、戦国史研究・中近世移行期研究にとって極めて有用な史料である「戦功覚書」は、まだ数多く埋もれているものと考えられるため、その発掘・紹介を進めていくことが研究の進展にとって必要であると筆者は考えている。

こうした問題意識のもと、本稿では館山市立博物館所蔵の「里見吉政戦功覚書」（以下、「吉政覚書」と略す）の紹介と若干の検討を行いたい。「吉政覚書」については、すでに館山市立博物館報にて簡単な紹介が行われているものの、全二十五ヶ条にも及ぶその全文は未紹介である。寛永五年（一六二八）二月九日、当時七十七歳の里見吉政という武士が息子である里見金平・源四郎宛てに書いたもので、桑田氏の分類に当てはめるとすれば、「置文式覚書」ということになるうか。吉政自身が記した原本と考えられ、現在は屏風仕立てになっているが、その長さからもとは卷子本だったと思われる。屏風に張り付けられた後世の説明書きによると、いつの頃からか「公家の家」に流出したようで、その後屏風に仕立てられ古書市場に出回ったものを館山市立博物館が購入し現在に至っている。その内容は、天正期の東国での合戦をはじめとしたさまざまな出来事から秀吉の九州攻め、小田原合戦、九戸政実の乱、関ヶ原の戦いにまで及んでおり、数々の戦功とともに失敗談・教訓も記されるなど、極めて豊富な内容を持つ稀有な史料となっており、広く学界に紹介することが望ましいと判断した。なお、調査を進めるなかで見出した彦根城博物館所蔵の里見吉政関係史料も合わせて紹介したい。

一 里見吉政とその子孫について

「吉政覚書」を執筆した里見吉政とは、いかなる人物なのだろうか。

前掲館山市立博物館報によると、吉政は江戸初期成立とされる軍記物「管窺武鑑」に登場することが指摘されている。それによると、彼は上野国里見郷（現群馬県高崎市上里見周辺）を本国とする武士で、関東から一年間

牢人した後、同じ上野の武士である夏目舎人を頼り上杉景勝家臣の藤田信吉の配下になった。天正十八年（一五九〇）の小田原合戦時、吉政は旧領回復を景勝に願ったようで、景勝は浅野長吉にその旨を伝え、さらに長吉が家康に伝えたことにより、家康から里見郷を宛行われた。その後、井伊直政が高崎を拝領した時に吉政は家康から直政に預けられ、関ヶ原の戦いで活躍し佐和山（彦根）へ移住したとされている。慶長七年、狼藉事件を起こした夏目舎人が里見郷の吉政のもとへ行き隠れたともいう。<sup>11</sup>その他、「上野国郡村誌」「上州古城壘記」にも吉政に関する記述があるが、「管窺武鑑」とほぼ同内容となっている。

これまでに知られている情報は以上の通りだが、今回紹介する「吉政覚書」の内容を踏まえて関連史料の調査を進めたところ、さまざまな大名に仕えながら数々の合戦に参加し、最終的には彦根藩井伊家の重臣になっていたことが明らかになってきた。

里見氏は、もともとは上野国箕輪を本拠とする国衆長野氏被官の可能性が高い。箕輪の長純寺文書のなかに、弘治三年に記された長純寺再建の際の奉加帳があるが、そのなかに「里見衆」が登場しているためである。<sup>13</sup>ただ、吉政の具体的な動きがわかるようになるのは、この「吉政覚書」に記された天正四年（一五七六）あるいは五年（一五七七）からである。この時、二十六歳であったというから、数え年ということを考えると、吉政は天文二十年（一五五一）あるいは二十一年（一五五二）生まれということになる。天正四年段階では北条氏照に仕えており、その後北条氏邦、滝川一益、上野国衆安中氏を経て再び北条氏に仕えた後、一時期上方に牢人して秀吉の九州攻めに従軍したようである。天正十八年（一五九〇）の小田原合戦の時には浅野長吉軍に加わり再び関東に下るが、家康関東入国後は井伊直政に仕え、そのまま井伊氏家臣として関ヶ原の戦い後、彦根へと移住したようである。なお、吉

政の通称および官途名については、初めは右衛門尉を名乗っており、天正十年～慶長五年の間に喜兵衛に、慶長九～十二年に内蔵丞を名乗ったことが、「吉政覚書」および【史料1～6】から判明した。

それでは、彦根藩時代の吉政はどのような人物だったのだろうか。関係史料を見ると、単なる藩士ではなく、藩政初期の重臣だったことが判明した。

まず、慶長七年（一六〇二）の分限帳では「御供（詰）之衆」の中に見え、五百石の禄高だったことがわかる。<sup>14</sup>

慶長九年九月十一日には、井伊直政の息子である井伊直継（直勝）から直政以来の知行である上野国内と近江神埼郡本庄村内・犬上郡甘呂村の五百石を安堵されているが、これが先の五百石の中身だろう（【史料1】）。慶長十年、彦根藩で家老鈴木石見守をめぐる家中騒動が起き、家中は二分されるが、その時石見方へ肩入れした衆の中にその名を見ることができ<sup>15</sup>。慶長十二年九月二十七日には、近江浅井郡中野村内・坂田郡抜木村内で三百石を加増されており（【史料2】）、慶長十二年分限帳では「詰衆」として上野にて五十石の記載がある<sup>16</sup>。同十四年カ九月五日には、浅野長政から草津―佐和山間における馳走に対する礼状を貰っている（【史料6】）。慶長十六年七月三日には、在江戸の井伊直孝に祝言の見舞を贈っている（【史料4】）。同年十月六日には、井伊直継から近江愛知郡吉田村内等で二百石を加増され、都合千石の大身家臣になった（【史料3】）。この頃、彦根城内内曲輪佐和口近くに屋敷を構えたようである<sup>17</sup>。慶長十九年、大坂冬の陣を前にして井伊直継は知行地である上野国安中へ向かうことになるが、吉政はそれにつき従い上野へ下向している（【史料5】）<sup>18</sup>。その翌年、井伊直継に代わって井伊直孝が家督を継承し二代目（廃嫡された直継を含めれば三代目）彦根藩主となると、直継は分藩された安中藩の藩主となった。それに伴い、吉政は安中から再び彦根に戻ったようである。元和二年（一六一六）十月に

は、何らかの理由により直孝から勘当され、多賀大社の慈性に預けられているが、同四年には復帰しており、同九年の松平忠直改易に伴う越前北庄出陣計画では千石で「鎧奉行」であったことがわかっている。<sup>21</sup>

このように、彦根藩井伊家の重臣として活躍していた吉政だったが、その後何らかの理由で彦根から離れ、郷里の上野国里見郷へ戻っている。しばらく里見郷で暮らした後、隣の秋間村へ移住し、手習い等の指南をして生計を立て、そのまま秋間にて死去し、善応寺という寺に葬られたようである。<sup>22</sup>「吉政覚書」は、晩年の上野在住時代に書かれたものとみて間違いない。

以上が、これまでに判明した吉政の人生である。従来の彦根藩研究でもほとんど取り上げられていない武士だが、彦根藩家老の木俣氏や西郷氏、岡本氏らに次ぐ藩政初期の重臣の一人であることは明らかである。

次に、吉政の子孫についてみてみたい。まずは「吉政覚書」の宛所である里見金平・源四郎だが、源四郎は管見の限り未確認だが、金平は先述した元和九年の越前北庄出陣計画の時、二百石で中野三季助組にて出陣予定だったことがわかっている。<sup>23</sup>なお、同じ二百石で里見平七郎なる人物がみえるが、彼は「慈性日記」に登場する「里見平七」と同一人物だろう。<sup>25</sup>金平の兄弟か、あるいは息子とみられる。

その後、慶安四年並帳では四百石で里見武右衛門が、二百石で里見弥次左衛門がみられるが、おそらく吉政の子孫だろう。<sup>26</sup>延宝六年、家臣団が困窮を藩主に訴えたことが徒党と見なされたことにより、両人は改易されてしまっている。元禄十年に帰参が許されたが、その間に両人とも落髪し、弥次右衛門は医師になっていたことが記されている。<sup>27</sup>文政十一年（一八二八）の分限帳には、七十石で里見犀介がみられる。<sup>28</sup>彼は、同十二年の小前帳により、犬上郡敏満寺村内・坂田郡八幡中山村内で七十石を録していたことがわかっている。<sup>29</sup>この里見犀介が吉

政関係史料（『史料1〜6』）を所蔵していたことが井伊家文書に記されていることから、<sup>30</sup>彼が吉政の子孫にあたることがわかる。その後の里見氏の動向は現在のところ不明である。

以上のことから、里見吉政は最終的には千石を有する彦根藩政初期の重臣だったが、何らかの理由で彦根藩を離れてしまったこと、その子孫は彦根藩士として続いたものの、数百石から数十石程度の中小家臣となって幕末まで続いたものとみられることがわかった。

## 二 「吉政覚書」の内容概観

「吉政覚書」は全二十五ヶ条にも及ぶ長大なものである。そのため、内容の全面的な検討は他日に期すこととし、ここでは簡潔に内容を紹介するにとどめておきたい。

第一条では、「吉政覚書」を書くに至った背景について記されている。自分のことを自分で申し立てるのはいかがなものかと思うが、第一に子孫のため、第二に若いころ諸国を修業したのに今ではその甲斐もなく面目ないものの、そのありましを記しておく、としている。

第二条から第六条までは、天正四年・五年（あるいは五年・六年か）の下野小山での合戦・出来事について記されている。まず第三条から、吉政が天正四年時点で北条氏照に仕えていたことがわかる。吉政二十六才の時である。天正四年五月に結城晴朝・太田道誉・梶原政景らが北条方の小山を攻撃してきた。この時、吉政は軍律を犯して勝手な行動をとってしまった。命からがら逃げかえったものの、味方に多数の死傷者を出してしまったよ

うで、約束事は絶対に破ってはいけないと伝えている。第四条では、翌天正五年閏七月の結城晴朝による小山・榎本攻撃のことが記されており、敵方の有名な武将を討ち取るなどの活躍をしたことがわかる。第五条では、小山に逗留中の出来事として、軍律を犯して捕縛・監禁されていた大田十左衛門という武士が脱獄した時に、裸にて立ち向かい組み止めるという手柄を挙げたことが記されている。この他にも、小山では敵に囲まれているため日夜頻繁に小競り合いが起きていて、手柄と認定されるようなこともたくさんしたが今では何の役にも立っていないと歎き、若い者は主人の命令を守ってきちんと奉公することが大事であると伝えている。第六条は、小山祇園城に番手として詰めていた時に、尾張の牢人荻谷氏との間で起きた旗指物の相論について記されている。

その後、氏照のもとを去った吉政は北条氏邦に仕えたが、その時期のことを記したのが第七条である。天正八年、氏邦が沼田城を抱えていた時、小川可遊齋が謀反を起こして真田昌幸に付いて武田勝頼に従属した。それを受けて昌幸は沼田へ出陣し、利根川の渡河点である後閑橋にて氏邦方と合戦になった。そこで吉政は大活躍をしたように、その様子を誇らしげに語っている。

第八条には、天正十年三月の出来事が記されている。吉政はこの頃氏邦のもとからも離れ、上野里見郷に引き籠っていたが、織田信長による武田氏攻めに乗じて近隣の国衆小幡信定が三月十日に安中領へ出陣してきたため、それを迎え撃ち、多くの敵を討ち取るなど大活躍している。

その後、吉政は上野に入部してきた滝川一益に仕えたが、その頃の様子を記したのが第九条・第十条である。第九条では、本能寺の変により一益が上洛する際に、沼田城の帰属をめぐる起きた滝川儀大夫と藤田信吉との争いを調停するなど活躍したこと、第十条では、神流川の戦いの時に物見などをして活躍したことが記されてい

る。

第十一条には、天正壬午の乱のことが記されている。吉政は一益のもとを離れ安中氏に仕え、北条軍に加わって信濃へ出陣した。北条軍は信濃川中島まで進軍したが、その軍勢のなかで安中氏と小幡氏との関係を調整するなど使者として活躍したようである。

第十二条には、天正十一年十一月に起きた北条軍による上野金山城攻めのことが記されており、この時討死した江戸遠山氏の同心中条出羽守の死骸を敵と引き合い、首を敵から守ったとしている。これ以後、吉政は関東を離れ、上方へ上った。

上方へと向かった吉政は、今度は秀吉の九州攻めの軍勢に加わったようである。まず、第十三条・第十四条で九州攻めの概要を記した後、第十五条では、天正十五年四月十七日に日向の高城で豊臣軍と島津軍の戦いが起きたことを記しているが、その時吉政は豊後口・日向口とは違う方面にいたので詳細は知らないとしている。第十六条では、初めに秀吉による筑前岩石城攻めの様子を記した後、薩摩へと至る秀吉の進軍行程を長々と記している。注目されるのは、吉政自身の動きが全く記されていないことである。単に従軍していただけなのだろうか、特に戦功を挙げるようなことはしていなかったものと思われる。「吉政覚書」のなかで、この九州攻めに関する記述のみ、吉政自身の動向が不明瞭である点は若干気になるところである。

九州攻めから三年後の天正十八年、今度は小田原合戦が起きるが、吉政は浅野長吉軍に加わって再び関東に向した。その時、武蔵忍城攻めに参加して戦功を挙げており、その様子が第十七条から第十九条に記されている。第十七条は、浅野長吉衆として参陣したという事実のみを記した短いものだが、第十八条では、忍城皿尾口

攻撃の時に本城の方まで吉政自身が攻め入ったこととともに真田昌幸が失態を犯したことが、第十九条では忍城行田口での戦いで活躍した様子が記されている。

第二十条から第二十二條は、天正十九年の陸奥九戸城攻めに關する内容である。忍城攻めの後、吉政は井伊直政に仕えたようである。第二十条では、吉政自身の戦功ではなく、九戸城攻めでの井伊軍の活躍が他の大名家との対比のなかで描かれている。第二十一条では、九戸城へ攻め寄せた時に、井伊氏家臣の広原助左衛門が鉄砲に撃たれ負傷したことが記されている。第二十二条では、九戸城を包圍している最中に、井伊氏家臣の宇津木治部右衛門が法度に違反して勝手な行動をとったため、直政が成敗を命じたが、浅野長吉の嘆願により許されたことが記されている。

第二十三條は、関ヶ原の戦いでの吉政の活躍についてである。文意が取りづらい内容だが、大活躍をしたことが記されている。第二十四條では、関ヶ原で直政が負傷した時もその場へ駆けつけ、相応の働きをしたことが記されている。

最後の第二十五條では、吉政が両親のため自分のため子孫のためを思い、日本全国一国に三部ずつ法華經を奉納したこと、国元の里見郷に六十六個の経塚を造り、本塚と合わせて六十七の塚を造り残したことを記し、これらを末代まで絶やしてはいけないと伝えている。お経は諸寺社の経藏・宝殿に籠め置いたので、子孫の人は後世に所望して拝見するように、ともしている。そして、このように菩提のためと思ひ、大俗の身としてお経を納めて、右の条々に少しでも偽りがあったならば、お経の功德は無になつてしまふだらう。このことをもつて、私の思いをよくよく汲み取り考へるやうに、と伝えて結んでいる。

文意がとりづらく難解な箇所も少なくないが、このように非常に興味深い内容を持つ史料である。里見吉政という名もなき一武士の戦歴・人生が実に詳細に書かれているうえに、戦国時代の合戦の実態が事細かに記されていることは特筆されよう。

### 三 「吉政覚書」からわかること、考えられること

「吉政覚書」の内容は実に興味深いものの、あくまで寛永五年に記されたものであるため、史料としての信憑性を検証することが必要である。記されていることの事実関係が、他の史料でも確認できるものなのかどうかを簡潔に検討したい。

まず、「吉政覚書」には、第七条の天正八年の沼田での合戦や、第十条の神流川の戦い、第十一条の天正壬午の乱、第十三条から第十七条の九州攻め、第十七条から第十九条の忍城攻め、第二十条・第二十一条の九戸城攻め、第二十三条・第二十四条の関ヶ原の戦いなど、著名な合戦や城攻めの様子が記されており、それらが起きた年月の記載も事実である。細かい戦功については確認することが難しいが、井伊家家老の岡本半介・喜庵や鈴木石見などの証人の存在を記している場合もあるなど、書かれている内容についてはほぼ事実とみてよく、史料としての信憑性は十分であると判断する。そのうえで、注目すべき部分をいくつか検討したい。

第一条・第二条には、結城氏の小山攻めについて書かれている。第一条が天正四年、第二条が天正五年の出来事としている。通説では、北条氏照が祇園城に入城したのは天正五年二月だとされているが、近年関係史料を再

検討した黒田基樹氏により、それが天正四年二月の出来事だったということが明らかにされている。<sup>31</sup> 第一条では、北条方の小山を結城氏が攻撃するという話になっているため、黒田氏が指摘した年代と合致していることになる。よって、この頃の小山をめぐる政治情勢を考えるうえでも貴重な史料といえる。ただし、吉政の年齢の計算や結城氏の北条方からの離反の時期が合わないなど、なお要検討といえよう。

第九条では、天正十年の沼田開城をめぐる滝川・藤田・真田氏の動きが記されている。実はこのことを物語る一次史料は管見の限り存在せず、従来は軍記物である「管窺武鑑」の記述に頼っていた。それによると、藤田信吉が沼田城奪還を目指して奇襲したものの、滝川方に撃退されたとしている。「吉政覚書」の内容は、「管窺武鑑」と若干異なっているが、本人の実体験ということを考えれば、「吉政覚書」に記されている内容の方が事実なのではなからうか。

第十一条では、北条軍の川中島進出の様子が記されているが、牧之島城に在城していた真田隠岐守（加津野昌春）を北条軍が「引取」ろうとしていたことがわかる。昌春は、天正十年七月二十七日以前は上杉方だったが、同日までに北条氏に通じて上杉氏に逆意を企てていたことがわかっていているものの、当時の動向には不明な点が多いとされる。<sup>32</sup> 「吉政覚書」の記述は、従来の情報と見事に合致するうえに、昌春が当初牧之島城に在城していたという新事実を提供してくれるものであり、興味深い。また、「信州侍十三頭」というのが登場しているが、これも同年七月十八日付け黒澤繁信書状に登場する「くに衆真田・高坂・塩田其外信州衆十三頭」のことを指しているものと考えられる。<sup>33</sup>

第十二条に記されている、天正十一年十一月の金山城での合戦も新情報である。従来の研究では、同年十月に

由良・長尾氏が北条氏から離反、十一月には佐竹氏と協力して北条方の小泉城を攻撃していることがわかつてい  
る。「吉政覚書」を信用するならば、その間に北条氏による金山城攻めがあったことになる。なお、江戸遠山氏  
同心の中条出羽守がこの時に討死したとする情報も新情報である。<sup>34</sup>

第十六条に記されている秀吉の九州攻めの行程も興味深い。従来、秀吉は薩摩川内まで出陣したとされること  
が多い。しかし、「吉政覚書」では、さらに奥へと進み薩摩伊集院まで出陣したとしている。実は『豊前覚書』  
にも秀吉が伊集院まで行ったことが記されており、このことも新事実になる可能性がある。<sup>35</sup>

第二十二条では、九戸城攻めの際に宇津木治部右衛門が法度を犯した話が記されているが、これも慶長十九年  
九月十六日付けの治部右衛門書状で治部右衛門自らが認めているため、事実である。<sup>36</sup>

全体としては、吉政関係史料として従来から知られていた「管窺武鑑」の内容と齟齬することが多いことがわ  
かる。そもそも、「管窺武鑑」では井伊直政が佐和山に移った後の慶長七年に吉政が上野里見郷にいたとする記  
述となっているが、これは明確な誤りである。また、「吉政覚書」では、関東を離れて豊臣軍に加わり九州攻め  
に従軍し、小田原合戦時には浅野長吉軍に加わって関東へ下向したことになるが、「管窺武鑑」では先述  
したように小田原合戦前は上杉景勝家臣の藤田信吉の配下になっていたとしている。「管窺武鑑」は、その他  
点でも信憑性に問題があると言わざるを得ないものであるため、「吉政覚書」の方が事実を記していると考えら  
れる。

なお、「吉政覚書」は登場人物が非常に多い。著名人もいれば、他史料でも確認困難な人物までさまざまであ  
るが、なかでも第四条・第五条に登場する石原主膳は注目される。彼は一点のみだが北条氏関係史料に「加勢衆

鉄炮」としてその名がみえ、小田原合戦後に井伊家に仕え彦根藩初期の重臣となっている。彼も吉政と同様、戦国期の文書史料にほとんど登場しない人物ながら、藩政初期に重臣となつてることがわかり、こうした武士たちの存在と動向を中近世移行期の問題として深めていくことも必要だろう。<sup>39</sup>

このように、「吉政覚書」は史料としての価値が高いうえに新情報が多く含まれるなど、戦国史研究・中近世移行期研究にとつて非常に有用な史料であるといえよう。それを踏まえたうえで、「吉政覚書」から読み取れる興味深い論点をいくつか挙げたい。

まずは、当時の武士の存在形態および大名軍隊の内実である。吉政が主人を度々替えて渡り歩く武士だったことに注目したい。「吉政覚書」には、他にも元成田氏家老の手島氏や尾張牢人の荻谷氏、上野牢人の北氏などが登場しており、本国を離れて大名家を渡り歩く「牢人」と呼ばれる武士が一定程度存在していたことがわかる。ここから、近世的な「家臣」のような主従制的な概念では捉えられない武士の存在形態をうかがうことができるだろう。<sup>40</sup> また、吉政自身がそうだが、彼らは戦国期の文書史料にほとんど登場しない存在であるものの、実際の戦場の最前線で活躍しており、時に大名軍隊の「物頭」として活動していることにも注目したい。吉政のような人物が、大名領国「境目」の警備や最前線の城への加勢などで重要な役割を果たしていたことがわかる。このように「吉政覚書」には、流動的な「牢人」を受け入れることで成り立つ大名軍隊の実態が描かれており、表舞台上に登場しない彼らのような存在が、実は戦国期の戦争を根底から支えていたといえるのである。

もう一つ、当時の武士を考えるうえで注目したいのは、吉政の動きは流動的であるものの、「国本」が存在し、そこに「引籠」こともあったことである。どうしようもなくなった場合、帰る場所があったことになる。おそらく

く他の「牢人」たちも同様だったのではなからうか。

東国地域史研究として注目される点もいくつかある。たとえば、「境目」としての下野小山の実態である。「吉政覚書」では、小山の軍事的緊張状況が実にリアルに描かれているが、実は他の「戦功覚書」でも小山をめぐる合戦の数々が描かれており、当時の小山の重要性がうかがわれる。なお、「吉政覚書」には「土塔塚」や「喜沢」などの地名が登場しているが、他の「戦功覚書」でも多くの地名が登場しており、それらから戦国期小山の空間構造を一定程度復元することも可能である。総じて、こうした史料を駆使しながら戦国期東国における小山の位置付けを考えていくことが必要なのではないか。

城郭研究や合戦論の観点からも注目される箇所がある。一点目は、当時の城の曲輪名や構造がわかる点である。第十二条には金山城の「本丸とんてい（呑嶺）」と各屋敷が、第十八条・第十九条には忍城の「皿尾口」「行田口」「桜馬場」「本城」が登場する。その他の「戦功覚書」にも、こうした当時の城郭の具体的な姿が描かれていることが多く、数少ない城郭関係史料としても「戦功覚書」を活用していくことが改めて期待される。

二点目は、防御施設としての「しほり」⇨仕寄が度々登場することである。野戦時のみならず城内の曲輪にも設営していることがわかる。当時の合戦における仕寄の重要性がうかがわれるのではないか。

この他にも「吉政覚書」から浮かび上がる事実や論点が多いが、最後に不明点・疑問点をいくつか挙げたい。まず、「吉政覚書」には彦根藩時代のこと一切書かれていないことである。先述したように、藩政初期には重臣として活躍していたことは明らかであるが、そこでの活躍ぶりについての記述は皆無である。その理由は不明だが、「吉政覚書」は、基本的には過去の戦功を書きだしたものであるので、関ヶ原の戦い以降合戦に参加して

いない吉政にとつて、彦根藩時代のことを書く必要はなかったものと思われる。あるいは、あえて記さなかった理由というのもあるのかもしれない。

次に、吉政が最終的に彦根藩から「牢人」していることである。吉政が、なぜ重臣としての地位を捨て、郷里である上野国里見郷へ戻ったのか、その理由は不明と言わざるを得ない。ただ、これも先述したように、元和二年に一度井伊直孝から勘当されていることから、吉政は再度直孝と衝突してしまい、結果「牢人」したと考えられはしないだろうか。「吉政覚書」に、彦根藩時代のことをあえて書かなかつたとすれば、こうした理由も十分考えられるように思う。

最後の第二十五条の内容についても、不明な点が多い。吉政は、諸国の寺社に法華経を奉納し、里見郷に本塚と合わせて六十七基の経塚を築いたとしている。いわゆる六十六部聖の活動をしている訳だが、これは吉政自身が諸国を廻ったのか、または誰かに廻らせたのか。経塚についても、それだけのものを一体どうやって築いたのか。また、それら法華経や経塚は現存しているのだろうか。近世初期の六十六部聖の活動実態と合わせて、検討していくことが必要だろう。<sup>41</sup>

おわりに

以上、「吉政覚書」の紹介と若干の検討を行った。解釈が難しい部分も多く、いまだ内容の正確な理解に達していないため、吉政の動向をより詳細に跡付け、他の「戦功覚書」とも比較しながら、今後も検討を続けていき

たい。

注

- 1 高柳光壽「近世初期に於ける史学の展開」(同『高柳光壽史学論文集(下)』吉川弘文館、一九七〇年。初出一九三九年)。
- 2 桑田忠親「御伽衆と近世古記録の成立」「覚書の分類と実例」(同『大名と御伽衆』有精堂、一九六九年。初出一九四二年)。
- 3 金子拓「覚書の時代」(同『記憶の歴史学 史料に見る戦国』講談社選書メチエ、二〇一一年)。
- 4 このほか、新行紀一氏は武士たちの「自分史」と評価して注目している(同「戦国三河武士の「自分史」」『歴史研究』第四五・四六号(愛知教育大学)、二〇〇〇年)。
- 5 鳥居和郎「桜井武兵衛覚書について―内容とその成立背景の検討―」(『神奈川県立博物館研究報告―人文科学―』第三二号、二〇〇六年)、武内雅人「佐賀伊賀勳書」史料解題の改訂および補遺」(『紀州経済史文化史研究所紀要』第三二号、二〇一一年)など。
- 6 野口朋隆「先祖の戦功をめぐる「御家」内の動向について」(同『近世分家大名論―佐賀藩の政治構造と幕藩関係―』吉川弘文館、二〇一一年。初出二〇〇六年)。
- 7 前掲注(3)金子著書。
- 8 この他にも、長屋隆幸「戦功書上」の成立について」(『織豊期研究』第一一号、二〇〇九年)が、大坂の陣における「戦功書上」について検討している。
- 9 拙稿「岩付太田氏と難波田城」(黒田基樹編『岩付太田氏』岩田書院、二〇一三年。初出二〇一〇年)、同「上野国高山城の基礎的研究」(佐藤博信編『中世房総と東国社会』岩田書院、二〇一二年)。なお、これまでの城郭研究にお

いても、たとえば豊臣軍による伊豆山中城攻めの様子が詳述されている『渡辺水庵覚書』など、「戦功覚書」を使った研究は一定程度存在しているが、城郭研究全体として積極的に使用されてきたとはいえないのではないかな。

- 10 「収蔵資料紹介 里見吉政の覚書」(館山市立博物館報「ミュージアム発見伝」六六号、二〇〇〇年)。
- 11 「管窺武鑑」(黒川真道編『上杉三代軍記集成 越後史集 地』聚海書林、一九八三年、六二二・六二三頁)。
- 12 『上野国郡村誌一〇 碓氷郡』(群馬県文化事業振興会、一九八四年、八四・九〇頁)、「上州故城壘記」(群馬県史料集)別巻(Ⅰ) 古城誌篇、群馬県文化事業振興会、一九七〇年、一九六頁)。
- 13 「長純寺文書」(山崎一『群馬県古城皇史の研究』補遺上、群馬県文化事業振興会、一九七九年、三二九頁)。
- 14 「井伊年譜」(『彦根市史』史料編近世一、二二三号)。
- 15 「木保留」(『彦根市史』史料編近世一、一〇九号)。
- 16 「井伊年譜」(『彦根市史』史料編近世一、二二四号)。
- 17 「藩士新古家並記」(『彦根市史』通史編近世、六三頁)。
- 18 なお、「中村達夫氏所蔵文書」(『彦根市史』史料編近世一、二二五号)からも、吉政が松下右衛門尉や小野八右衛門らと共に安中へ向かったことがわかる。
- 19 『史料纂集 慈性日記』第一巻、五三頁。
- 20 『史料纂集 慈性日記』第一巻、九七・九八頁。なお、この他にも数回「慈性日記」に登場している。
- 21 「中村達夫氏所蔵文書」(『彦根市史』史料編近世一、二二六号)。なお、同文書には「里見内蔵允騎馬 老人」という記載もある。
- 22 「円成院住持覚書」(滝川恒昭「史料紹介 江戸期の房総里見氏顕彰活動に関する新史料―越前鯖江里見家伝文書(来翰集)の紹介―」同『平成19年度千葉県長期研修生研究報告書 房総中世史に関する史料の発掘と教材化の視点』、二〇〇八年、一七号)。同史料には「彦根牢人之由二而里見内蔵之助与申仁」とあり、興味深い。なお、滝川恒昭氏のご教示によると、善応寺は現在廃寺となっており、正確な場所も不明であるという。

- 23 前掲注(21)。
- 24 前掲注(21)。
- 25 『史料纂集 慈性日記』第一卷、一二六頁。
- 26 「彦根市立図書館所蔵文書」(『彦根市史』史料編近世一、二二七号)。
- 27 「彦根市立図書館所蔵文書」(『彦根市史』史料編近世一、四〇九号)。
- 28 「彦根藩井伊家文書」(『彦根市史』史料編近世一、二二九号)。
- 29 「彦根藩井伊家文書」(『彦根市史』史料編近世一、二二三号)。
- 30 「彦根藩井伊家文書」三一、一二六～三一、一三一号の表紙に記載あり。彦根城博物館提供の写真版による。
- 31 黒田基樹「下野国衆と小田原北条氏」(栃木県立文書館編『戦国期下野の地域権力』岩田書院、二〇一〇年)。
- 32 「上杉景勝朱印状写」(『上越市史』別編二、二四八九号、景勝公御書十三)。なお、平山優『天正壬午の乱 本能寺の変と東国戦国史』(学研、二〇一二年)二八七・二八八頁を参照。
- 33 「黒澤繁信書状」(『戦国遺文 後北条氏編』二三七七号、甲斐国志付録三)。
- 34 彼は、「(天正十年カ)七月七日付け北条氏直書状写」(『戦国遺文 後北条氏編』二三六五号、小田原編年録附録四)に登場している。この時に討死したとすると、「天正十二年十月二日付け北条氏朱印状」(『戦国遺文 後北条氏編』四、九五八号)に登場する「一騎 中条」は、出羽守とは別人ということになるうか。
- 35 『博多筑前史料 豊前覚書』(文献出版、一九八〇年)五一頁。
- 36 「宇津木文書」(『彦根市史』史料編近世一、二三八号)。
- 37 「北条氏照書状」(『戦国遺文 後北条氏編』三九二二号、秋山断氏所蔵文書)。
- 38 彦根城博物館編『侍中由緒帳』第四卷(一九九七年)、石原甚五左衛門家。
- 39 なお、第五条に登場する狩野主膳の息子は、井伊氏家臣木保家に養子入りして彦根藩家老となった木保守安である(彦根城博物館編『侍中由緒帳』第一卷、木保清左衛門家)。同じく上野国出身で後に彦根藩家老となる岡本家の祖

岡本喜庵も第八条に登場しており、戦国期以来吉政と関係があったことがわかる。宇津木氏も上野武士である。

40 この点で、藤田達生氏が検討した「渡り歩く武士」である真鍋氏の事例も同様であり、注目される（「渡り歩く武士」同『日本近世国家成立史の研究』校倉書房、二〇〇一年、初出二〇〇〇年）。

41 これに関して、天文十一年（一五四二）十一月に駿河国衆岡部久綱が全国に奉納した、六十六部の廻国納経の経筒が飛騨国と石見国に現存している（『野田市史 資料編中世二』五号、牧胤太郎氏所蔵。六号、南八幡宮所蔵）。解説によると、実際に廻国して納経したのは、阿波国の雲遍寺の僧侶であるという。吉政の場合も同様に納経した可能性がある。なお、この経筒の存在については、糟谷幸裕氏のご教示を得た。

## 付記

館山市立博物館、彦根城博物館からは、所蔵史料を紹介することについてご許可を得た。また、本稿執筆・史料翻刻にあたっては、千葉歴史学会の皆様をはじめ、多くの方々にご教示をいただいた。記して感謝する。なお、本稿は科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

★里見吉政戦功覚書（館山市立博物館所蔵。①～⑳）は筆者が便宜上付したものである。

（後筆）

里見家伝説古文書

古来公家江伝わる

寛永五年二月五日<sup>（マゴ）</sup>

里見吉政筆

里見金平

里見源四郎 宛

①一、我が身を我と申立候事如何に候「得共、第一ハ子孫のため、第二には我等若き時分、諸国修業いたし候、其甲斐」も無之事、無面目と申なから、有「増<sup>（記し）</sup>し置申事、

②一、昔の事申立候ニ及不申候得共、元を」不申立候得者、理聞へ不申間、如此候、」北条陸奥守小田原より<sup>（幾応）</sup>いくわうと」乍申、陸奥切取被申候城数の分、下」総の内古賀<sup>（河）</sup>・栗橋二ヶ所二而候、其より」下野の内小山<sup>（榎本）</sup>・ゑのもと二ヶ所、中にも」小山の城敵ノ手崎近候事、

③一、寛永五年より五拾貳年以前五月」五日に、治倫<sup>（結城暗朝）</sup>両国<sup>（語らい）</sup>の人数かたらひ候て、」小山・ゑのもとへはたらかれ

候而、其引足」に小山領分頓而城近所に木沢と申」在所御座候、引足の人數太田三樂・同」梶原父子の人數立置候而、其内より」郷人にまきれ候て、せつ所向へとり越せ、」父子の人數立置候、人數引かけ打可申」手立にて候、此方二而も色々さんたん申候へ共、」手立ハ尤候得共、各指物を置候而、敵味方」はれかましき儀二候間、手柄次第に」馬上より突おとし候て、如何にもした」るく無之はしたなくいたし候儀、能」よく申合候処二、人馬をゑらひ拾三騎」乗込申候、其内拙者儀者參候内二而無之」候へ共、一言武者大将より拾式騎之衆二」被申候儀、御座候を、むたいに使二參候、よく」あしく、其内二而名字申間敷由二候」忝人馬上二而つきおとし、申合を違候て」下立候而、くひを取ハ捕候へとも、馬に乗せ」不申、鎧先数々にてつきふせられ、弥以」敵きほひ申所二死人之事ハ不及申、馬」まておりかさなり候て、とり申候、不及是」非我等馬を入、馬と死人の間かけわけ」申候内に、おみ左右衛門と申人、手負申候、数々」の敵手負と我等二しきりにくいつき申候、」我等共手柄を以てあまり無了簡候」間、其上二而茂、我等馬を入返し、其内に」手負をも上せ申候、我等も存命候、」是ハ子孫之者二申伝候、かりぞめ二も申」合を違申候ハぬ物にて候、我か身を」忝人立可申候所存二而、命をうしなひ」申候、我等事敵味方二而手柄いた」し候と其時分批判のよし承候、此」奥二誓句在之事二候間、一言も偽」申間敷候、我等廿六之事二而候」事、

④一、寛永五年より五拾壹年以前之事」にて候、此時も後の七月十七日二結城治」倫常陸・下野両国」の人數をかたら」ひ候て、小山・ゑの本領分へはたらき候て、其」引足に小山おさへのためにととう塚と」て大きな塚候、其塚へ人數をおさ」へられへきため過分二人數被置候所」へ、小山衆ととう塚のおさへの人數へ堤を」越候而、むたひにか、り申候、其時我等事」小山人數の内よりぬきんておさへの人」數へ懸り申候、水谷伊勢

内衆にて長野「伊与と申仁もぬき(抽んで)て我等と鎧を」合申候、忝も心はせとハ乍申随分手」柄をもいたし候内ニ、  
おさへ(押さへ)の人数ハ大」勢ニ而、小山人数ハ小勢にて候哉、南の手」崎より崩候而、我等ハ北の手崎にて候」間、  
そくはく(若干)の手柄にて堤の内迄敵」を引かけのき申候、忝人ならすの手柄」にて無之候得共、何茂同前ニ堤の内  
ニ而」返し候而、兩國ニ而隠もなき覚の人ニ而候」あつ木左京亮と申仁馬より突て落し、「則父子共ニ討捕申  
候、小山方ニ而手負」三人御座候、其内ニ岸源十郎と申者」手負申候、其外石原主膳・我等共に」三人手負御  
座候、敵にてハ歴々の衆」忝人討死申候、此父子の頸小山へもらひ(貰い)」に参候、其使者ニ結城より申越候ハ、昨  
日(土塔)とたう塚にての敵味方手柄之内ニ白(掬い)しなひ(白御幣)しろおんへい御指候方名名字」を能々聞候而参候得と被申由、  
敵地より」申越候、就其忝人ハ武藏忍の牢人に」手島左馬介と申人ニ而候、しろおんへい(白御幣)」ハ西上野牢人ニ北  
小次郎と申人にて候」由、小山より書付越申候由候、何事も昔事」不入義ニ候へ共、如此候、一言成共偽り」  
有之間敷候、此奥ニ而しれ可申候、某廿」七歳の稔(年)にて候事、

⑤一、是ハ武辺道之事ニ無之候得共、小山ニ」逗留申候内之儀ニ候間、書立置申候、たとへハ」大田十左衛門与  
申者、陸奥守より狩野」主膳ニ預ケ被置候処ニ、両度迄右之」十左衛門法度を背候間、不召捕候ハてハ」不叶  
者之儀候間、狩野源十郎・石原」主膳兩人我等へ談合被申候ハ、余儀」事にて無御座候、十左衛門八年比と」  
申其身柄と申我等事若年ニ候間、たのもしく存、別而等閑不申候、此筋目」を以テ我等へ被申候間、不遁能々  
請相」候て安々候と召捕申候、様子者第一ハ理くツ」第二には迎も申分成間敷候ハ、自是」走候へとまかせ  
かけ申候間、能々同心候を」無異議召捕申候、ケ様之儀者、人每真」しからす可被思召候へ共、其者日数延」  
候て、歴々番衆有なから小手高手ニ重」なわまてたらし候てくひねをも引」のし筒持に打付我等ねやへ(控屋)

かけこみ<sup>(取け込み)</sup>申候処ニ、我等はたかに<sup>(裸)</sup>ておきあひくみ<sup>(起き)(相組み)</sup>申候得共、すけ取無之候間、くミなからす<sup>(助け)</sup>けとりく<sup>(組み)</sup>とよは、り候へ共、兼而彼もの<sup>(並)</sup>手なみを存候間、すけ取無御座候処ニ、「石原主膳折節狩野源十郎にとまり合」程近候と申なからかけこみ被参候而す<sup>(飛び)</sup>けとりにて候、此仕形後ニ陸奥守聞被<sup>(増し)</sup>申候而、戦場のかせきハ<sup>(穉美)</sup>覚悟の前ニ候か、存<sup>(由)</sup>まうけさる<sup>(褒美)</sup>ねやへとひ入申候剛の者を<sup>(殺屋)</sup>はたかにてく<sup>(飛び)</sup>ミとめ候事七度之鐘にハ<sup>(組み止め)</sup>ましたるよしほうひニ預り申候、是も<sup>(繁く)</sup>我等廿七歳之時にて候事、「小山之事、方々より敵数多候間、日夜」共ニかけ合しけく候、只今の世上ニ候ハ、「場所にも成可申候儀共、細々御座候へ共、」数々之儀ニ候間、不及其儀候、扱々不入苦身<sup>(對し)</sup>いたし候、只今何之便ニも成不申候、あまり<sup>(對し)</sup>残念候之間、書置申候、若き者きめいに<sup>(對し)</sup>たいし奉公之道嗜可申事、

⑥一、下野小山之城へ切々番手に参候時<sup>(白御幣)</sup>分、かりそめながら尾張浪人ニ荻谷と申仁指物ニ宝珠の玉を金ニ候て出しニ<sup>(酒林)</sup>仕しろおんへいにて候、是ハ久々のさし<sup>(酒林)</sup>物ニ候、大家中の事ニ候得者、小山ニ而我<sup>(酒林)</sup>等さし物さかはやしを金ニ候て出しに<sup>(酒林)</sup>仕しろおんへいにて候、其時荻谷色々<sup>(酒林)</sup>さし物之事理申候へ共、我等同心不<sup>(酒林)</sup>申候、久々の出入にて候、其内ニかぬまと申<sup>(酒林)</sup>所へ陸奥守より加勢に鉄炮の者百廿<sup>(酒林)</sup>人付候而右の荻谷物頭ニ而参候時分、案<sup>(酒林)</sup>内の衆二人候て六具を堅め参候而申<sup>(酒林)</sup>様此上はか<sup>(酒林)</sup>を折候由申候ていとまこい<sup>(酒林)</sup>にさし物を申請度由候て、樽肴持参候<sup>(酒林)</sup>而色々懇望候間、不及是非気味能<sup>(酒林)</sup>さし物を出申候、其より我等しろおん<sup>(酒林)</sup>へい相止申候、

⑦一、北条陸奥守手前引切候而より<sup>(可遊齋)</sup>八方北条安房守上野之内泥田を<sup>(諜反)</sup>相抱被申候、泥田之内ニ小川かゆうさい<sup>(可遊齋)</sup>と申もの八方へむほん<sup>(謀反)</sup>をいたし、真田<sup>(昌幸)</sup>阿波守ニ付候而武田勝頼へ身上引<sup>(沼以下同じ)</sup>替申候ニ付而、八方

安房守泥田仕置之」ため泥田へ被參逗留被申候内、真田」阿波守西上野之人数信州さく」ちいさかたの人数を以テ泥田へ四月八日」に被打出、則後閑と申所二とね川二大なる」橋御座候、北条安房守より橋向におひ(夥しく)た、しくしほりを二重立られ候所を、」真田自身のり懸られ候て入替(乗り)橋向をせめられ候て終にしほりを一重」真田へ取被申候、残而一重御座候、然共橋」の此方に歴々衆物頭有なから一さ、」へもなくとられ候事、余見苦候間、「若き時分と申見兼候而黒澤帶刀・」富永勘解由左衛門・我等共二三人鎧三本」にてついで懸り候て、しほり取返シ申候、「三人の内に其場可然所二而我等ハ手」負申候、某廿九歳之年にて候、随分」かせき申候、敵と申も敵により申候」かたのことくはたらき申候へハこそ取」返シ申候、橋を越候時者めし出しのことく」矢にも鉄炮にも当り、あるひハ手負討」死仕候、我等共に三人之者ハ不思議二」敵味方はれの前にて手前仕のけ」申候、ケ様の巻物ハ末代迄之事二而候、「尤後閑の橋北条安房守方より二重」しほりいたされ其橋爪を此方より」持申候処二四月八日に真田安房乗懸」入替くせめられ候へとも黒澤帶刀・」富永勘解由左衛門・我等三人にてほね」を折候て其持口存分に持堅、我等」手負申候、是に数々物語候、此味方」之橋爪に歴々衆三百斗候へ共、此」橋へ參候衆何茂死申候か、第二にハ手」負申候如何様すなを成儀無御座候、「余り見苦候間、我等棟梁にて御座候つる、」此儀一言も偽りにて無御座候、日本国々」神も御照覧候へ、七代めうりつきは」て可申候偽にて無御座候事、

⑧一、其より八方を引切候而国本へ參候而」引籠居申候内、午の年信長公甲」州迄御下向候而、勝頼御ついほう被成」候二付而、勝頼内大名小名共に思々に国」本へ引籠申候、其内二小幡上総守より」午の三月十日時分安中領分へ人数を」被出候而、放火を上ケ、郷原の在所へ小幡衆」乗入候処、我等さし物を指候て、松井」田之

近辺(名山)なやまと申在所の山へ乗」上ケ、歩馬共二俄に人数をあつめ候て、我等」郷原へ乗込、先一番に我等馬上にて敵を」つきふせ(突き伏せ)、若き者に頸とらせ申候、其より」はや十六取申候、其後近辺乗廻し」かせき申候て、上ケ口之時分ハ五十余討」捕申候、此儀者岡本半介殿御親父喜」庵定而半介殿へも可有御物語候か、申」にくき儀二候へ共、敵味方おとこ役之儀」にて候間、わりなく書付申候、此旨半」助殿へも以次手尋ね可被申候哉、於此」一卷者我等一人の分別棟梁取二而俄二」人数をあつめ候而、右之仕形、其比我等」年三十一歳時にて候事、

⑨一、是ハ上野の内泥田にての事、其時」分二前橋より瀧川儀大夫所へ加勢二」参候、藤田能登(信吉)と瀧川儀大夫と申」分之事、我等儀大夫と能登との間之」使をいたし候、能登ハ瀧川殿上方へ御」上り二候間、我等へ泥田之城渡し返し」可被下之由申候、儀大夫申分ハ何れへ成」共前橋より瀧川指図次第二城渡し可申」候由、幾よりも被申張候て渡し不申候、」就其儀大夫も我等二使を任せ被申候、」能登も我等をこのミ候て才学いたさせ」候へ共、瀧川方より沼田の城真田阿波」守二出し被申候之間、六月十三日に西」上野并さくちいさかたの人数加勢と」して、真田阿波守泥田之城請取に」被参候、其刻使をいたし候、其験に」候之間、藤田能登所へ参候而、能登同家」中之者共二むりにそなへを出させ」此上は迎も城の望も無之候間、のき」被申候而可然之由、しきりに我等申候而、」そなへを出させ、其よりしてのかせ申候、」其場より乗返し参候処に、加勢」之衆我等を討捕可申由候而、歩馬共に」無際限乘向申候間、こへ田の中を乗」渡し石塚へ乗上ケ候て我等事里見」右衛門尉と申者にて頃儀大夫と藤田」能登と出入二付而、我等致使候、侍ハ相」互之儀二候間、むりにのけさせ申候」むたひに何角被申候而、一鎧一刀ハ其」分にて候、其上ハ此内にて物主分之」方と果し可申と

おひた(影)、しく(罵)の(罵)しり申に付而、聞分候而其場所を濟シ申候、物頭長根縫殿介と申仁二候、右之(飛)出入二付而、人を討不申候間、手前様子申晴候而より乗返し申候処へ、敵味方(逸足)のわけ立不申候内へ乗懸被申候而、よき者と出相随分ほね(骨)を折候て、敵も我等もいぢあしに馬を出し、其上(飛)馬を乗捨谷へ敵とひ申候、我等も敵(座)もろ共(骨)にかけへとひこみ(飛ひ込み)、其下二而終に「其もの打捕候而より本城へ参候処二、儀大夫一段満足被申候、此比のほね折(骨)」さへ候に今日之仕合無心元候之処、結構なる高名不及是非之由、ほうひ(褒美)の言葉にて候、今の様二存候事、

⑩一、午六月十九日ニ瀧川と小田原衆と武蔵さい田か原にての合戦ニ朝合戦者「瀧川殿存分ニ勝にて候、其先衆人」数を上ケ引取候事遅々に付而、瀧川「殿我等を使ニ越被申候、重而物見にも」又参候、瀧川合戦之事、能々我等存候「両度共二使と物見ニ付而物語候、此二番」合戦之懸口之事、役に立不申候へ共、「瀧川方へ随分能奉公をいたし候事、」只今も存知の方も可有御座候、殊(兼)懸り口(突き外し追つ付け外し)に我等をつきはつし馬に手負せ申候、最前はほんの合戦のこと(如く)「一往馬より下申候得共、重而のり申候事、

⑪一、瀧川上方へのほり被申候跡ニ而小田原衆「人数信州へ打出し、其より川中嶋」迄人数遣にて候、真田(昌奉)隠岐守山中(牧之庵)「巻島と申城に乗込居申候処二、景一勝川中嶋へ打出候、其上大御所様(徳川家康)」上(諏訪)のすわ迄御馬出申候由、追々小田原「氏直迄申来候間、山中之城より真一田隠岐守引取可申ため夜そなへ出(備え)」申候、夜崩の事、信濃侍十三頭之「中ニも先手真田阿波守二番内藤」大和三番小幡四番安中五番和田「此衆を初として十三頭八幡原に」そなへを立候、其夜崩申候、我等あまり「年寄にても無御座候へ共、万事二不構」安中方よりの使に小幡の手へ参、「以乘のためと存、其より乗返し」安中方を尋候而小幡の手へ見舞「被申候様ニ才学いたし、其

より内藤」大和殿へも安中方同道申候処ニ、さり」とては内藤殿御申候ハ、奇特なるよし<sup>(由)</sup>」安中殿へほうひの言葉にて候、其上」はた本へ結構ニ被申上候ニ付而、安中方」へ御はをり<sup>(羽織)</sup>御腰物大小被遣候、内藤」大和殿へ御鷹是も御腰物大小被為」進之候、我等事、此一陣安中ニ被頼候」故、罷立候、其時分我等者里見右衛門と」申候、安中方被申候者、兎角右衛門心」はせ依而御ほうひニ預り候之由、別而」喜悦被仕候、虎口の儀者<sup>(褒美)</sup>かりそめニ」も大事之物ニ候、子共迄可相」心得候事、

⑫一、未の霜月廿八日新田の本丸とんてい<sup>(呑嶺)</sup>と申所、其屋敷新田三藏院、同其」向屋敷小金井越前と申仁の屋敷」にて敵付候而、頼而此方味方崩候て、辻」屋敷と申迄六七町程敵きおひ候」而くい付申候、其にて江戸の遠山同心ニ」世上人々存知候おほへものニ中條」出羽守討死仕候、其場へおりあひ候て」ほね折申候、敵方へ<sup>(首)</sup>くひとらせましき」と存しかいを引申候、敵も引申候、」引相候而終には此方へ引勝候てくひ」をとらせす候<sup>(逃げ)</sup>て本意をとけ申候、如」形有程のほねおり申候、某若き時」分之事、其已後ハ上方へ罷上候間、」関東之儀一切ニ不存候事、

⑬一、薩摩御陣最前太閤様筑紫へ」御下向之刻、嶋津御せいひつ可被成」に付而、其時之豊後口御先衆之事、

⑭一、中国四国衆大和納言殿大将にて」御陣被成御押候、中にも大納言殿御」先衆之事、大友・黒田関兵衛・蜂須賀」阿波守・尾藤甚右衛門・宮部せしやう坊」右之五人先手にて候、あきのてるもと」備前うき田・四国衆、大和納言殿御」陣同前之所にて候事、

⑮一、四月十七日之夜日向之内たかしやうと」申城へ薩摩衆三万ニ而右之先衆の」人数へ夜かけいたし候、其時宮部」せしやう坊無比類はたらきにて四百八」拾三討捕被申候、就其太閤様肥後」薩摩境迄御押候之処、夜か

けの様子」被申上候、其時高野山木食と細川「祐斎兩人薩摩へ被為遣あつかひに」被成候而より九州御静謐ニ罷成候、我等」ハ豊後口日向口之事、参口違申候間、「不存候へ共、様子ハ此分にて候由申候、其」口を置置キ申候事、

- ①六 一、太閤様あかまか関(赤間)を三月三日ニ御渡、「其より豊前へ御あかり候(上がり)て同豊前」筑前御人数御押候て同筑前之内ニ(岩石)かんしやくと申山城御座候、其近辺」御人数御押候て大形御陣とられ候中ニ、「太閤様被成御尋之様子ハ、自是敵之」城へ何程近き由被成御尋候処ニ、秋月」と申もの脇城ニ而かんしやくと申城御」座候由申上候得ハ、是迄御下向被成候」事城にて不存事ハ有間敷候処ニ、「慮外者之由御意候而、御自身其近」辺迄御出御はたもと御人数御先へ」押申候、人数を御留候而御意之通は、「向の二方をあけ候て城之者のけさせ」可申候、(旗本)御前より見へ申候通蒲生飛驒(氏郷)」人数へはやく着候而持出候小丸二ツ取」申候、其内ニ御前より貝を御ふかせ(吹かせ)時の」声を細々御あけさせ候間、二方より」取懸り乗取申候、其内ニ城の者落」候而人はうたれ不申候、其時蒲生源左」衛門御目の前ニ而ほね折申候間、其かんも」なき御ほうひニ候、能々見聞申候、其」より筑前を御納候而筑後へ御馬」寄候而筑後より肥後へ御人数寄」候而、方々日数御取有増被仰付、其」より薩摩の内に(伊集院)ていしういと」申所へ御馬をよせられ、嶋津居城迄」三里御座候、其より大すみの国へ」御押大すみ相済申候間、其より山中」道違候而又肥後之国へ被成御帰陣」候而肥後之国仕置急度被仰付」候而より筑後筑前へ被成御帰陣」肥前方々御仕置御普請以下思召」ままに被仰付、六月未あかまか関を」御越候而長門之内に久々御逗留参候」而、四国中国御仕置有程被仰付、其」より上方へ被成御帰陣候、豊後口御」先衆右ニ書置申候通ニ御座候、太閤様」被成御通候国数之分ハ右之通ニ而」御座候事、

⑰一、小田原御陣彈〔淺野長吉〕正殿衆にて立申候、是は武蔵忍にての儀にて候事、

⑱一、真田阿波守武蔵忍之城〔三〕さら尾口の「請取二候、有時阿波守彈正殿へ被參候而、」内談之趣ハ、我等請取口をも城中ニ〔三〕而存候間、二三町さし出し候而、丸二ツ三ツ「明日渡り何とそあてか〔宛行い〕可申と被申候」得共、彈

正殿尤可然と被申、左様二候者「我等人数をも出し可申候哉と彈正殿」被仰候へ者、御無用ニ被成候へと阿波守「被申候而、被罷歸候へ共、払曉よりより」彈正殿人数を被出候而、其より阿波守「方へ細々使を被立候へ

共、中々遅候而」敵方ニ存候間、彈正殿衆迄にてさら尾〔三〕「口乗取候、二三の丸にかま〔構わず〕ハす、本城之堤」之内二所〔夥しき仕寄〕におひた、しきしほり候、其〔一〕を〔仕寄破り〕しほりやふり候て、二しほり破候〔所へ〕、彈正殿より重々の使立申候間、

あけ「引返し申候所へ、阿波守のほり參候、殊之外」阿波守手持あしく候、乗取申候さら尾口〔三〕「丸々に不構本城の堤へ參候衆、淺野」右近・佐藤才三郎〔才二郎方致〕・すかの平兵衛・上村豊後「左衛門と此時も我等にて候事、

⑲一、彈正殿忍の城請取口桜ヶ馬場より」行田口にて候、後七月五日之朝に行田「口〔破り〕やふり候得共、彈正殿人数多勢にて」堤へ乗上候事不叶、我等老騎のり「わけ候て、堤の南の方より五六町も」泥ふけ田乗渡し候て、篠垣の候所二而「下立候て、水堀を二重越し其奥ニ」節家橋にてはしを引申候間、事之〔橋〕「外弓鉄炮にてうたれ申

候間、歴々之衆」数多討死いたし候、城中きおひ候て、「引足を〔竊い〕したひ候而、弥以余多被討申候」我等・石本善介・淺野次郎左衛門・広瀬与八」郎、此四人にて一方の跡をいたし申候、「是ハ町の左の方右の方ハ淺野右

近」其内之者五三人それより跡に岡野「弥右衛門・小嶋太介、其外一兩人一方ハ我」等共に四人其内にて様々〔様き〕かせき」上ケ申候事、

⑳一、先年卯之年九〔百〕の「御陣之事、」古兵部様御供申罷立候、いつもなから「九のへの城へ何茂諸大名取寄被來

候」内に、当御家中取寄いづれよりも」はやく御座候、一夜之内ニ一度にほり」(痛際)きわへ御取寄候、其外蒲生(氏郷)飛驒殿「両夜にも成不申候、浅野彈正殿二度ニ」御寄候、堀尾帶刀殿取寄三日之間ニ取」寄申候、御家中取寄はやく御座候間、「城より泰安様へ萬端之儀申来、御」あつかひにて九のへの城相済申候、「御手柄共可申様無之由下々迄さん」たん申候、其外書置申度儀共候得共、「か様之物ニハ人々のさんたんある物」にて候間、無其儀候事、

⑳一、同城へおり懸に寄申候時分ニ、広原助右衛門」ほとなく鉄炮手負被申候、日比野左近」兵部様へ被仰上候得者、人を被為遣御上」け被成候、一段ふかてにて御座候事、

㉑一、其城御取詰籠城いたし、久々相過」候而、諸大名飛驒殿へ御寄合候而、惣御」談合に成候而、何茂城にてむほんを」企申候衆被成御成敗候時分、宇津木」治部右衛門御法度を背、其場へ出候而」鎧先にて走廻申候を、古兵部様被成」御聞可被成御成敗由候処、千石徳斎」へ申、浅野右近殿へ預ケ被申、終二者」彈正殿御訴訟にて相済申候、其場」と我等ハ谷を隔候て、治部右衛門仕形見」不申者、無御座候、秋田・坂田・最上衆」能見申候事、

㉒一、先年子の年閏ヶ原合戦之時分ニ、「自泰安様鈴木石見殿へ被 仰付候」様者、里見喜兵衛にも拾騎被仰付候」得共、御手前御煩ニ付而、木俣土佐と」兩人と乍申石見事御氣相悪候」時分ハ、切々貴殿よひ可申候、其時者」其方跡に喜兵衛をのせ申候て何時」我等よひ申候共、其場を不崩候而、乗せ」可申候由被 仰付候、十人之内三人煩申候、「今七人之内我等儀者不及申、上野権」太夫・野村勘左衛門・加藤杉右衛門右七人之」内にて我等共に五人高名いたし候、此分」にて候間、跡先をはやく共おそき共」申分無御座候、其證人鈴木石見

殿二而「御座候、殊我等之儀者石見殿(願)かけ付「御覽候、是一番にて御座候、あ(争い)らそひ「申方御座有ましく候事、

②4 一、古兵部様御手被為負候場へもかけ「付参候而、如形首尾を合せ申候事、

②5 一、某二親之ためと身のため子孫のためと「存、日本国六拾余州二一国に三部宛」之御経を納置申候、則本国里見に「六拾六の経塚をつかせ、本塚共二六拾七」の塚をつかせ、残し置候、是ハ末代迄絶「申間敷候間、子孫の人可有後見候、諸「寺之経蔵諸社之宝殿に籠置候」事、国々に可在之候、子孫の人後代」に所望在之而拜見可被申候、加様に「菩提のためと存、大俗の身として御」経を納候て右之条数二少成共偽申候者「御経の(功德)く(推)とく無に可罷成候、爰を以テ可「有思唯者也、

里見内蔵丞

寛永(一六二八)五戊辰年二月九日 吉政(花押)

里見金平殿

同 源四郎殿

★彦根城博物館所蔵里見吉政関係史料

【史料1】井伊直継宛行状（彦根城博物館所蔵里見家文書。井伊家文書三一・一二六はこの写し）

知行方之事

一、五拾石 上州

一、百石 神埼郡 本庄村内

一、三百五拾石 犬上郡 甘呂村

合五百石

右、父直政被宛行領地分、寅年御繩之面を以抱置、可抽奉公也、仍如件、

慶長九年九月十一日 直継（花押）

里見喜兵衛とのへ

【史料2】大鳥居玄蕃他連署宛行状（彦根城博物館所蔵里見家文書。井伊家文書三一・一二七はこの写し）

御知行方之事、

一、百拾八石三斗七升五合 浅井郡 中野村之内

一、百八拾壹石六斗貳升五合 坂田郡 抜木村之内

合三百石

右、為御加増被遣候、郷村百姓沈淪不致候様ニ、当物成ヨリ可有御所務候、御黒印旨、重而可被遣由、御意ニ候、以上、

未<sup>(慶長十二年)</sup>

大鳥居玄蕃 (花押)

九月廿七日

柏原与兵衛 (花押)

中野助大夫 (花押)

里見内蔵助殿

【史料3】井伊直継宛行状 (彦根城博物館所蔵里見家文書。井伊家文書三一・二二八はこの写し)

覚

一、六拾六石式斗六升八合 愛知郡 吉田村之内

一、五拾石 同郡 よきとき村内

一、三拾八石三斗六升 同郡 えた村之内

一、式拾七石八斗四升四合 同郡 中下村之内

一、拾七石五斗式升八合 犬上郡 普賢寺村内

合式百石

右、為加増宛行知行所、当秋成より可令所務者也、仍如件、

慶長十六年辛亥

十月六日 直継（花押）

里見内蔵丞とのへ

【史料4】井伊直孝書状写（彦根城博物館所蔵井伊家文書三一・二九）

尚々、御心付之段、程遠之処、別而忝次第候、かしく、

祝言為御見舞遠路御飛札、殊帷子忝重・内単物送給候、寔御懇志之段、忝令存候、委御報可申入候得共、取籠候  
条、重而是〆万々御礼可申宣候、恐々謹言、

井掃部

（慶長十六年）  
七月三日 直孝（花押）

里見内蔵丞殿

御報

【史料5】井伊直孝書状写（彦根城博物館所蔵井伊家文書三一・三〇）

尚々、節々以飛脚成共可申上候得共、御番之儀ニ候へハ、下々迄一日一時と他出致事、遠慮申ニ付キ、無其  
儀候、御次而も候者、必々其旨御披露可給候、自然其元於何事も被尋替儀候者、早々飛脚可給候、又申候近

日五郎兵・内蔵御替之由承候、其節四郎兵衛訛物頼入候由、御六か敷候共、御届可有候、以上、

一筆申入候、仍其許無何事、（井伊直継）兵部様御息災ニ御仕合能御座被成候哉、承度存候、必々大事之儀ニ候間、御法度

各之御供衆内外共ニ形儀急度被致候様ニ異見可被成候、

一、下々風説申、実儀不□そこつなる申事ニ候へとも、承候へハ、上州御知行之山林之儀、御壳被成候由、取沙汰御座候、是ハ誰人之才覚ニ而御座候哉、沙汰之限なる事共候、公儀へ聞候ハ、兵部様御身許之さ、ハりに可罷成候、実儀にて候ハ、急度右衛門殿ニ御申たり候事かたく無用ニ可被成候、たとへ兵部様御意ニなる共、拙子申由被仰上尤ニ存候、此儀各々へ申断候、恐々謹言、

井掃部

(慶長十九年力)  
八月十八日 直孝(花押)

里見内蔵丞殿

青木五郎兵衛殿

小野八右衛門殿

参

【史料6】浅野長政書状写(彦根城博物館所蔵井伊家文書三二一三三)

尚々、兵部殿へ以使者可申上と存候へ共、却而御煩中へ御むつかしく候ハんと存、無其儀候、御心得候て被仰可給候、以上、

今朝愛智門にて相尋申候へハ、佐和山へ御帰之由候、昨日者爰元ニ宿申ニ付て、(井伊直繼)兵部殿より被入御念御馳走、殊兵糧・馬之飼・ぬか草并人足・伝馬等迄被仰付過分ニ存候、御心得候而被仰可給候、貴所草津迄被相越、方々

館山市立博物館所蔵「里見吉政戦功覚書」の紹介と検討

御肝要、別而満足候、木土佐殿御心得頼入候、依而小袖壹ツ・道服壹ツ遣之候、猶来春上洛之節、万々可申述候、恐々謹言、

浅弾少

(慶長十四年九)

九月五日 長政 (花押)

里見蔵丞殿

御宿所